

佐賀県少年自然の家設置条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十三号

佐賀県少年自然の家設置条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県少年自然の家設置条例(昭和五十年佐賀県条例第十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

第二条 条例第三条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本
- 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 佐賀県少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 少年自然の家の施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、少年自然の家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休日)

第四条 条例第三条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち少年自然の家の休所日は、指定管理者が必要があると認められた日とする。

(使用者の範囲)

第五条 管理の基準のうち指定管理者が少年自然の家の施設の使用を許可することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 小学校の児童及び中学校の生徒を主な構成員とする少年団体
- 二 学校行事として利用する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童及び生徒
- 三 前二号に規定する団体及び学校の指導者
- 四 その他知事があらかじめ指定したもの

(使用の制限)

第六条 管理の基準のうち指定管理者が前条の規定にかかわらず少年自然の家の施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 少年自然の家の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合
- 二 少年自然の家内の秩序を乱すおそれがある場合
- 三 少年自然の家の施設又は設備をき損するおそれがある場合
- 四 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
- 五 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が少年自然の家の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 使用許可申請書の内容に偽りがあった場合
- 二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、

若しくは他に転貸した場合

三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第五号の規定により少年自然の家の施設の使用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(利用料金の承認申請)

第七条 指定管理者は、条例第四条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式)を知事に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第八条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 少年自然の家の管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

様式（第7条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

指定管理者 所在地

名 称

代表者

印

佐賀県少年自然の家設置条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 少年自然の家の維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日